

吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

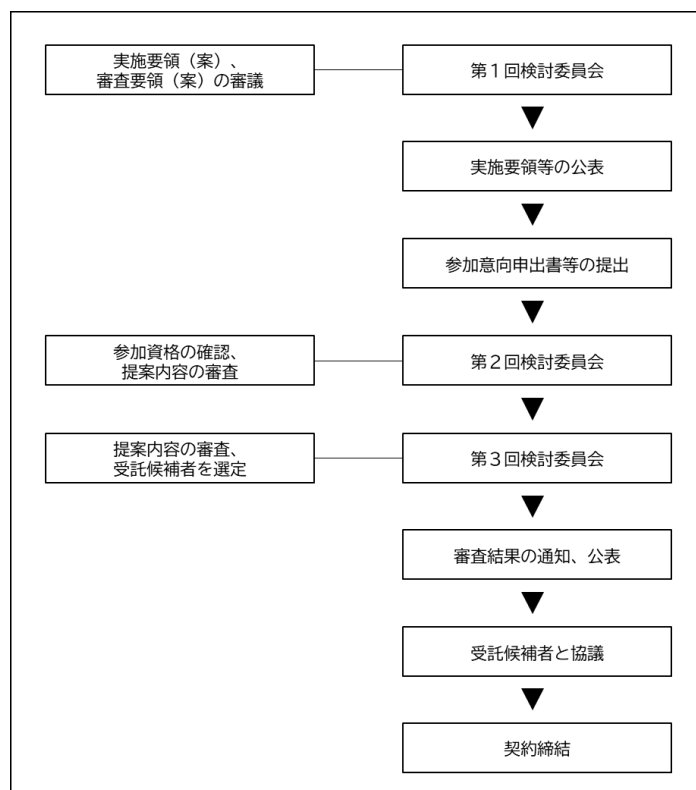
本審査要領は、吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。なお、本審査要領は、本事業の公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）と一体をなすものである。

2. 審査方法

- （１）審査は、「木更津市吾妻公園文化芸術施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、本事業に参加しようとする者からの提案内容を総合的に評価したうえで、最も優れた提案を行った者を選定する。
- （２）項目毎に委員が評価を行い、各委員の評価点の合計をもって委員会の評価とする。
- （３）評価においては、原則として提案者を匿名化して行うものとする。
- （４）受託候補者の選定にあたっては、本審査要領による評価点の点数をもって、最も評価点の高い技術提案者及び次点者を各１名特定する。

3. 審査の流れ

審査においては、参加意向申出者の資格を確認するとともに、提出された提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。



4. 1次審査

(1) 審査方法

提出された意向申出書等により、実施要領6に定める参加資格を満たしているか確認したうえで、評価基準に基づき審査を行う。

このうち、高い評価を得た参加意向申出者を3者選定するものとし、同点の場合は、検討委員会委員の協議により選定する。

なお、参加意向申出者が3者以内であった場合でも第一次審査を行い、評価する。

(2) 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
①	業務実績	・業務の実績があり、必要な経験や知識が十分にあるか。	5
②	業務理解	・木更津飛行場周辺まちづくり基本構想、基本計画、実施計画（吾妻公園）を十分理解し、コンセプトをどのように実現するのかの視点や考え方が具体的に示されているか。	10
③	本業務への取り組み方	・本業務における実施体制や、関係者意見の反映も含めた工程について、どのように検討しているか。	10
合 計			25

(3) 採点基準

採 点 基 準	配 点
【A】特に優れている	各項目の配点×1.0
【B】優れている	各項目の配点×0.8
【C】普通	各項目の配点×0.6
【D】やや劣る	各項目の配点×0.4
【E】劣る	各項目の配点×0

5. 2次審査

(1) 審査方法

提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容により、評価基準に基づき審査を行い、次の①及び②のいずれも満たす者を受託候補者として選定する。ただし、評価項目2～6のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は選定しない。

①合計得点が最も高い者

②合計得点が、以下の式を満たしている者

【合計得点 $\geq$ 評価項目の合計点（100点） $\times$ 検討委員会委員の人数 $\times$ 0.6】

なお、総合計点が同点の場合は、検討委員会委員の協議により受託候補者を選定する。

また、提案者が1者であった場合でも審査を行い、仕様書等の内容を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。ただし、上記（１）②を満たしていない場合は選定しない。

（２）評価基準

評価項目		評価の視点	配点
①	第1次審査 の評価点	・業務実施にあたって、事業者の実績や業務理解は十分か。	25
②	実施体制	・業務完了までのスケジュールを理解したうえで、業務全体の効率的な実施体制となっているか。 ・業務に関わる担当者や人員配置計など、効果的なチーム体制であるか。	15
③	複合施設の あり方	・文化芸術施設の内部も含め、吾妻公園内の施設を一体的・複合的に活用できる工夫に関する考え方が示されているか。	15
④	将来の使わ れ方	・供用開始後を見据え、将来に渡り、多様な使い方ができるような工夫や考え方が示されているか。	15
⑤	独自提案	・本施設整備における独自の課題設定及びその解決方法が示されているか。	10
⑥	コストマネ ジメント	・イニシャルコスト、ランニングコストの縮減に関する具体的な考え方が示されているか。	10
⑦	価格	・以下の式により算出する。 【（提案価格の最も低い価格÷当該提案者の価格）×本評価の配点】 ※小数点以下を切り捨て後、集計する。	10
合 計			100

（３）採点基準

採 点 基 準	配 点
【A】特に優れている	各項目の配点×1.0

【B】優れている	各項目の配点×0.8
【C】普通	各項目の配点×0.6
【D】やや劣る	各項目の配点×0.4
【E】劣る	各項目の配点×0

6. その他

委員が提案者と利害関係にある場合は、当該委員は選定に参加できないものとする。

また、参加資格確認後、各委員は、提案者との利害関係を有しない旨の「誓約書」に署名するものとする。

【利害関係の範囲】

対象となる利害関係を有する者の定義は、以下のとおりとする。

- ① 応募団体に現在所属しているか、若しくは直近5年間に於いて所属したことがある者
- ② 応募団体の役員、職員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは同居人にあたる者
- ③ 直近5年以内に応募団体から寄付を受けている者
- ④ 直近5年以内に応募団体と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を受けている者
- ⑤ 直近5年以内に応募団体との間に取引があり、かつ応募団体からその対価を受け取っている者
- ⑥ 応募団体の発行した株式または新株予約権を保有している者